

長岡京市特定建設工事共同企業体運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、長岡京市が発注する建設工事において、工事の特性に着目して、技術的難度の高い建設工事の安定的施工と企業連携による技術力の向上を図り、より効果的施工を確保するために活用する特定建設工事共同企業体(以下「特定共同企業体」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「特定共同企業体」とは、特定の建設工事の施工を目的として、工事ごとに結成する共同企業体をいう。

(対象工事)

第3条 特定共同企業体の対象工事は、次の各号に掲げるもののうちから長岡京市建設工事等請負業者選定委員会(以下「業者選定委員会」という。)に諮り、市長が指定するものとする。

- (1) 設計額が1億5千万円以上の建設工事(建築工事は3億円以上)
 - (2) 特許工法、特殊工法、鉄道や高速道路等に接する工事等の高度な技術を有する建設工事
- 2 前項各号の規定にかかわらず、特に必要であると認める建設工事については、特定共同企業体の対象工事とすることができる。

(施工方式)

第4条 建設工事の施工は、各構成員があらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して建設工事の完成に当たる共同施工方式とする。

(構成員の数)

第5条 特定共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。

(構成員の資格)

第6条 特定共同企業体のすべての構成員は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者とする。ただし、公告で特に定めのある場合は、この限りでない。

- (1) 長岡京市競争入札有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録され、かつ、最希望業種が発注工事と同一業種で過去5年間で3年を超えて登録されている者であること。
- (2) 発注しようとする工事(以下「発注工事」という。)に対応する建設業法の許可業種につき許可を受けて営業している者であること。
- (3) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として一定の実績があり、発注工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (4) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

2 構成員は、同時に2以上の特定共同企業体の構成員となることはできない。

(結成方法)

第7条 特定共同企業体の結成は、発注工事ごとに条件を付した公募による自主結成とする。

2 特定共同企業体を結成する場合は、長岡京市競争入札等参加業者公募・選定基準及び運用基準の業種別公募・発注標準で工種ごとに定める工事費区分ごとの要件等に該当する企業を1社以上含むものとする。

(代表者)

第8条 特定共同企業体の代表者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 構成員のうち中心的役割を担う者で、施工能力が大きいものであること。
- (2) 構成員のうちで、出資比率が最も高い者であること。

(入札参加資格審査の申請)

第9条 特定共同企業体は、入札参加資格申請に当たっては、次の各号に掲げる書類を工事ごとに別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書(写し)(様式第2号)
- (3) 特定建設工事共同企業体委任状(様式第3号)

(出資比率)

第10条 特定共同企業体の各構成員の最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の次の各号に掲げる構成員数に応じ、当該各号に定める割合以上とする。

- (1) 2社の場合 30%
- (2) 3社の場合 20%

(解散の時期)

第11条 特定共同企業体は、当該請負契約履行完了後3か月を経過するまでの間は、解散することができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注工事に係る契約の相手方とならなかった特定共同企業体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

(単体企業との混合による入札)

第12条 発注工事の規模、性格等に照らし特定共同企業体による施工が必要と認められる工事であっても単体で施工できる企業があると認められるときは、単体企業と特定共同企業体との混合による入札とすることができるものとする。

(入札参加の取扱い)

第13条 特定共同企業体の入札参加の取扱いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 特定共同企業体として参加する競争入札に単体企業として参加することはできない。
- (2) 構成員は、単体企業として特定共同企業体として参加する入札以外の建設工事の競争入札に参加することができる。

(その他)

第14条 この基準の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

長岡京市長 様

特定建設工事共同企業体の名称

代 表 者 住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名



この度、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、_____を代表者とする特定建設工事共同企業体を結成し、長岡京市発注に係る建設工事の入札に参加したいので、別添書類を添えて申請します。また、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

1. 入札参加を希望する建設工事の名称

工 事 名	

2. 構成員の建設業の許可事項等

商号又は名称	出資割合 (%)	許可番号及び許可年月日	許可業種

様式第2号（第9条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1） 長岡京市発注に係る _____ 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負。

（2） 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 _____（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を _____ に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 _____ 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の名称及び住所）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

商号又は名称	住 所

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 _____ を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の契約及び施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称	出資割合（%）

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。また、前払金の取扱金融機関は、_____とし、通常取引口座と同名義の別口座とする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外____社は、上記のとおり_____特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

様式第3号（第9条関係）

特定建設工事共同企業体委任状

年 月 日

長岡京市長 様

特定建設工事共同企業体の名称

構 成 員 住 所

商号又は名称

代表者氏名



下記の者を代理人と定め、当企業体の成立の日から解散の日まで、長岡京市が発注する下記の工事に係る次の権限を委任します。

記

工 事 名

（委任事項）

- 1 工事の入札に関する権限
- 2 入札保証金の納付及び受領に関する権限
- 3 契約保証金の納付及び受領に関する権限
- 4 前払金、部分払代金、その他請負代金の請求及び受領に関する権限
- 5 工事の入札に関して復代理人を選任する権限
- 6 契約時おける建設業退職金共済の証紙購入及び報告に関する権限

（代理人）

特定建設工事共同企業体の名称

代 表 者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

